

令和5年3月17日
四国電力送配電株式会社

経済産業省からの指示文書を受けた報告について

当社は、本年2月10日付で経済産業省より、一般送配電事業者における中立性・信頼性確保のための対応に係る指示文書を受領しておりました。

(2月10日お知らせ済み)

このたび、経済産業省から受領した指示文書の内容を踏まえ、一般送配電事業の中立性・信頼性の前提となる法令等遵守に係る取り組みおよび法令等遵守の確実化のための組織・体制、仕組みの整備について当社の対応状況を取りまとめ、本日、経済産業省へ報告しました。

当社といたしましては、今般の一連の事案の発生を重く受け止め、システムの改修や従業員に対する教育などの再発防止策に直ちに取り組んでいることに加え、今回整備した組織・体制、仕組みの高度化を目指し、継続してコンプライアンス・行為規制遵守に向けた取り組みに全力を尽くしてまいります。

(別紙)

- ・ 報告書の概要

以 上

報告書の概要

1. 一般送配電事業の中立性・信頼性の前提となる法令等遵守に万全を期すため、情報システムのアクセスログの定期的な解析等の取り組み

主な項目	対応の具体例
情報漏えいの未然防止に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「託送お客さま管理システム」を災害等非常時に限って四国電力が利用できるように改修（着手済） ・非公開情報を管理するシステムのうち、四国電力との間で論理分割となっている一部のシステムの物理分割化 ・一部のシステムにおいて当社従業員が共用しているID・パスワードについて、個人別のID・パスワードへの変更
情報漏えいの早期発見に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報を管理するシステムのアクセスログの解析（着手済） ・日々のアクセスログを管理する新たな仕組みの検討

2. 法令等遵守の確実性に関する複層的、定期的な検証や実行組織・体制の整備等、法令等遵守の確実化のための組織・体制、仕組みの整備

主な項目	対応の具体例
新たな会議体・組織の設置、既存体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・行為規制遵守の推進に向けて、実効的な対応事項を議論し、統制・評価する場として、社長を委員長とする「行為規制遵守推進委員会」を新たに設置（3月13日に第1回を開催） ・行為規制遵守の推進に係る専任の実行組織として「行為規制遵守推進室」を新たに設置（3月10日に設置） ・内部監査部門である「考査部」に「行為規制遵守担当部長」を配置（3月10日に配置）
外部専門家によるチェック体制の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・中立・公正な目線でのチェック体制を強化するため「行為規制遵守推進委員会」に社外の弁護士を招聘
複層的・定期的な検証の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業部門におけるセルフチェックの強化や「行為規制遵守推進委員会」による業務執行状況の確認、内部監査におけるモニタリング項目の充実
業務工程の明確化・文書化	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業部門における業務フロー・マニュアル等の総点検を通じた業務執行状況の改善、マニュアル類の整備